

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和4年11月23日 16時30分ごろ
発生場所	山口県宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位190° 2.3海里付近 （概位 北緯33°54.0′ 東経131°13.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートSEA DREAMは、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SEA DREAM、5トン未満（長さ6.34m） 291-33382山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、宇部港内の岸壁を出航し、港内で釣りを行った後、帰航を開始して間もなく、舵が効かなくなった。</p> <p>船長は、操舵装置を確認したところ、船外機と操舵油圧シリンダのアームとの連結金具（以下「本件金具」という。）が腐食し、破損しているのを認め、運航不能と判断して118番通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により、出航した岸壁にえい航された。</p> <p>船長は、本船を平成14年10月に中古で購入し、月に約2回運航しており、目視により本件金具に錆を認めていたが、整備を行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件金具が腐食している状態で航行中、本件金具が破損したことから、操舵ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件金具は、平成14年10月以降整備されていなかったことから、腐食して破損したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、本件金具が腐食している状態で航行中、本件金具が破損したため、操舵ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、操舵装置の点検及び整備を定期的に行い、腐食を認めた場合は速やかに部品を交換すること。</li></ul> |
|--|---|